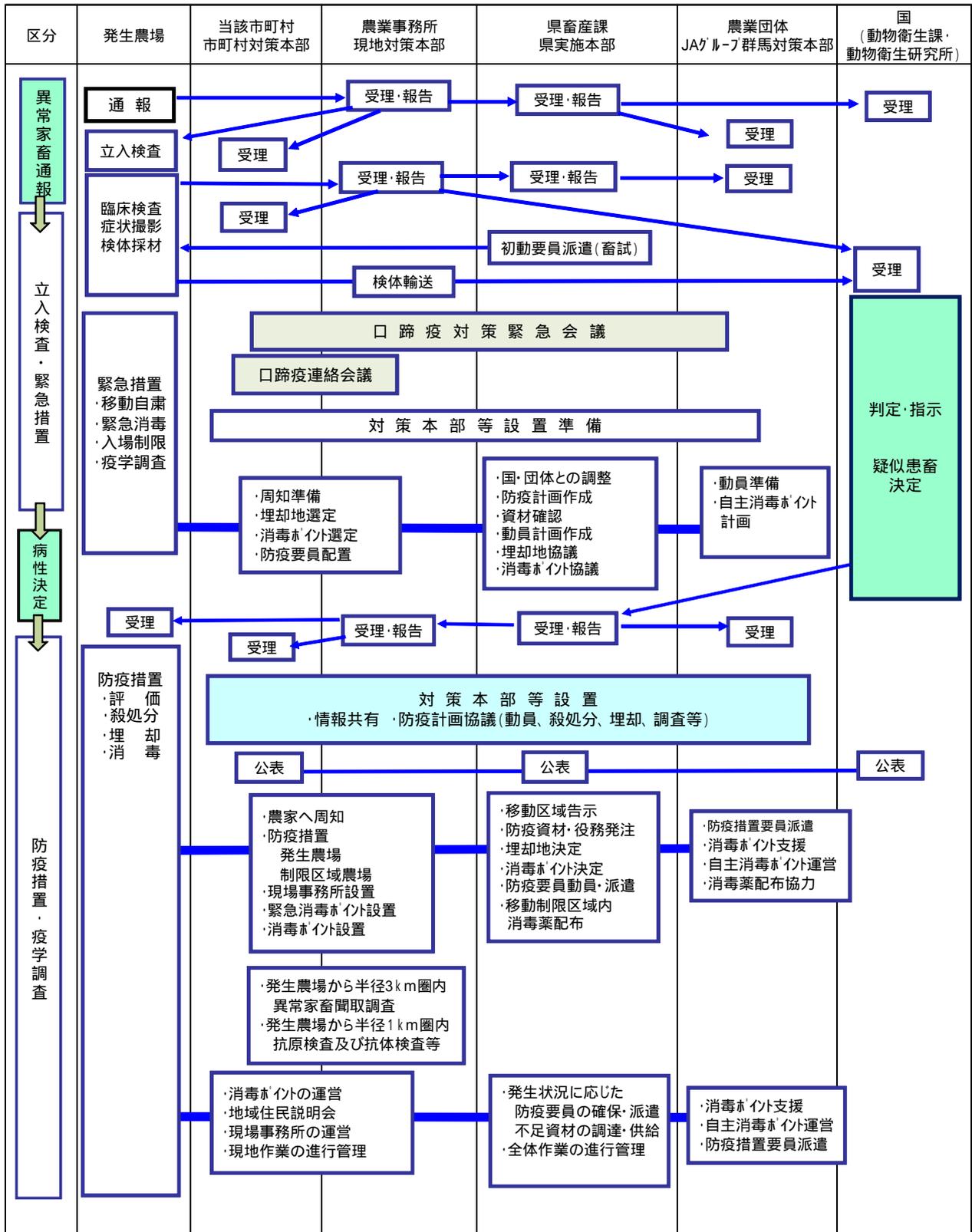


表 - 3 初動防疫流れ図



### 第3 防疫措置

#### 1 異常家畜の発見の通報から病性決定までの措置

家畜の所有者、獣医師等から口蹄疫の症状を呈する異常家畜を発見した旨の通報をもって初動防疫を開始する。

家畜防疫員及び家畜保健衛生所の対応	
項目	措置事項
1 異常家畜発見の通報	<p>家畜の所有者、獣医師等から異常家畜を発見した旨の通報を受けた場合は、当該通報に係る事項は、「不明疾病の発生届」(別記様式1)に正確に記録する。</p> <p>通報者には、国防疫指針に基づく緊急的な措置について指導を行うとともに、現地到着予定時刻を連絡する。</p>
2 所有者等への指導	<p>(1) 異常家畜の所有者に対する指導事項</p> <p>ア 口蹄疫という極めて悪性の伝染病に似ていることを十分に説明すること。</p> <p>イ 確実な診断が得られるまでの間、偶蹄類以外の動物を含むすべての動物をけい留し、又は隔離するとともに、飼養場所の排水口は、適切な消毒措置を講じるまでの間、閉鎖すること。</p> <p>ウ 当該家畜の飼養場所(以下当該農場)の出入口を1か所のみとし、消毒槽を設け、防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。</p> <p>エ 応急的な消毒を行うこと(人に対する消毒を含む。)</p> <p>オ 急病等の緊急かつやむを得ない場合以外は外出をせず、当該農場及びその関連施設の外に物を搬出しないこと。また、外出する場合は、(2)のイに従って消毒等を行うこと。</p> <p>カ 当該家畜の生乳、精液等の生産物及び排せつ物並びに排せつ物を含む敷料等は他の家畜、人及び物と接触することがないように措置すること。</p> <p>(2) 異常家畜を診断し、又は検案した獣医師に対する指導・依頼事項</p> <p>ア 家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、(1)の事項が遵守されるよう助言し、及び指導すること。</p> <p>イ 当該農場を去る前に、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒並びに車両の洗浄及び消毒を行い、直ちに帰宅するとともに、帰宅後は、更に車両、携行用具、衣服等の完全な消毒を行い、入浴して身体を十分に洗うこと。</p> <p>ウ 異常家畜が本病でないとは判明するまでは、偶蹄類の動物と接触しないこと。なお、本病と判明した場合は、異常家畜を診断し、又は検案した後7日間は偶蹄類の動物と接触しないこと。</p> <p>(3) と畜場において異常家畜が発見された場合の措置事項</p> <p>ア と畜場での家畜及び畜産物の搬出入を緊急的に停止すること。</p> <p>イ 異常家畜の出荷農場を直ちに特定し、(1)の指導を行うこと。</p> <p>ウ 異常家畜を発見したと畜場において、と畜検査員と相談の上、と畜場内やと畜場に立ち入った者、車両等の適切な防疫措置を行う</p>

	<p>こと。また、異常家畜以外の搬入されている家畜の出荷農場の特定を行うとともに、当該出荷農場において経過観察等の防疫措置を講じること。</p>
3 畜産課への報告	<p>(1) 家畜防疫員は、家畜の所有者、獣医師等から通報があったときは、家畜保健衛生所長（以下「家保長」という。）に当該通報のあった旨を報告し、1の調書（別記様式1）を畜産課にファクシミリ等で送信する。</p>
4 家保長の指示・協議・報告	<p>(1) 家保長は、当該通報の報告を受けた後、直ちに家畜防疫員3名に必要な用具を携行させ現地に急行させる。</p> <p>(2) 家保長は、在庁する職員に下記事項を指示する。</p> <p>ア 当該農場、家畜保健衛生所（以下「家保」という。）及び県畜産課間の連絡担当者の設置</p> <p>イ 当該農場周辺の家畜飼養状況の把握</p> <p>ウ 防疫資材の確認</p> <p>エ 防疫人員数の確認</p> <p>オ 消毒ポイント（緊急消毒ポイントを含む）の選定</p> <p>カ 通行の規制又は遮断箇所の検討</p> <p>キ 現地対策本部設置の準備</p> <p>(3) 家保長は、初動防疫措置について畜産課長と協議する。</p> <p>(4) 家保長は、農業事務所長、当該市町村担当課長に対して異常家畜の発見通報があった旨を報告する。</p>
5 家畜防疫員の立入検査	<p>(1) 家畜防疫員は、原則、通報から2時間以内に当該農場に到着する。現地到着後、待機要員1名を農場の外の車両に配して、防疫服を着用し、現地に携行した用具をもって農場内に入る。</p> <p>(2) 当該施設に入って直ちに、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした臨床検査を徹底する。その際、すべての異常家畜（異常家畜が多数の場合は代表的な数頭）の病変部位をデジタルカメラで鮮明かつ十分に撮影する。また、国防疫指針に基づき、適切に病性鑑定用材料を採取する。</p> <p>(3) 当該農場の飼養状況や病歴等の疫学情報（「不明疾病、現地調査表」）について確認し、家保へ連絡する。</p>
6 写真・疫学情報、材料の送付	<p>(1) 農場での写真データ及び飼養状況、病歴等の疫学情報（「不明疾病の現地調査表」等）は、農場外の待機要員が待機場所からデータ通信にて、家保及び畜産課に直ちに送付する。</p> <p>(2) 畜産課は、(1)で送られた写真データ等を確認して、農水省担当課に電子メールで直ちに送付する。</p> <p>(3) 農場外の待機要員は、病性鑑定用材料を事前に打ち合わせした場所で家畜衛生研究所（以下「家衛研」という。）職員に引き渡す。</p> <p>(4) 家衛研職員は、速やかに独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所（以下「動衛研」という。）に搬送する。</p>
7 異常家畜	<p>家保長は、当該農場の家畜防疫員からの情報（写真、「不明疾病の現</p>

<p>通報受理後の家保の対応</p>	<p>地調査表」等)で、本病が否定できない場合には、</p> <p>(1) 農業事務所長と以下の事項について確認し、必要に応じて県畜産課長と協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 初動防疫措置(殺処分・埋却・消毒)方針</li> <li>イ 防疫人員数、防疫資材の確保</li> <li>ウ 埋却地の確保</li> <li>オ 消毒ポイントの選定</li> <li>カ 通行の制限又は遮断</li> <li>キ 生乳の取り扱い方法</li> <li>ク 県民局口蹄疫対策連絡会議の開催</li> <li>ケ 現地対策本部設置準備</li> </ul> <p>(2) 当該市町村及び必要に応じて隣接市町村へ状況説明を行う。</p>
<p>8 現地家畜防疫員の対応</p>	<p>(1) 病性が決定されるまでの間、異常家畜の所有者と協力して、防疫指針に基づき飼養家畜の隔離、関係者以外の農場への立入禁止、農場の応急的な消毒等を実施し、ウイルスの拡散防止を図る。</p> <p>(2) 疫学調査の後、畜舎見取図、殺処分方法、埋却予定地等を家保に連絡する。</p> <p>(3) 家保長の指示があるまで現地を離れない。</p>
<p>9 病性決定に備えた業務</p>	<p>(1) 埋却地の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 埋却地担当者は、市町村担当課と埋却地確保の協議を開始する。</li> <li>イ 埋却地は、原則ウイルス拡散防止のため当該農場内又は当該農場の周辺とする。</li> <li>ウ 地質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策を考慮して候補地を選定し、畜産課に報告する。</li> <li>エ やむを得ない事情により、候補地を選定できない場合には、理由を付して報告し、指示を受ける。</li> </ul> <p>(2) 消毒ポイント(緊急消毒ポイント、自主消毒ポイントを含む)の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 消毒ポイント、自主消毒ポイントは、事前に選定してある候補地から選定する。</li> <li>イ 緊急消毒ポイントは、一般交通、防疫作業交通による発生農場のウイルス拡散防止に効果的な場所を選定する。</li> <li>ウ 選定にあたっての留意事項 消毒ポイントについては、本病の発生確認直後から、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、路線等を確認の上、畜産関係車両や防疫作業車両が消毒されるよう設置を工夫する。 特に、畜産関係車両や防疫作業車両については、農場出入りの度に運転手及び車両内部を含め厳重な消毒を徹底するとともに、併せて一般車両の消毒も実施する。</li> </ul> <p>(3) 農業事務所は、現地対策本部の事務分掌、防疫業務概要書等に定める各班各係の業務を行う。特に確認すべき事項は、次のとおり。</p>

	<p>ア 防疫従事者の動員準備</p> <p>イ 現地対策本部設置準備</p> <p>ウ 市町村等対策本部設置支援</p>
--	---

畜産課の対応	
項目	措置事項
1 報告等	<p>(1) 国への報告 農水省担当課への報告、動衛研に検査依頼する。 以後、畜産課は、随時、農水省担当課へ必要な情報を報告する。</p> <p>(2) 庁内の対応 畜産課長は、農政部長、総務部危機管理監に状況を報告し、対応方針（防疫計画）を協議する。</p>
2 当該家保以外の家保等への指示	<p>畜産課長は、下記所属長に異常家畜発見情報を連絡し、下記事項を指示する。</p> <p>(1) 当該家保以外の家保長 ア 管内における異常家畜調査の準備 イ 職員の業務予定確認、動員準備 ウ 防疫資材の把握及び確保 エ 想定される移動制限区域にかかる消毒ポイント設置準備 オ 現地対策本部設置の準備</p> <p>(2) 家畜衛生研究所長 ア 病性鑑定用材料の搬送準備 イ 職員の業務予定確認、動員準備</p> <p>(3) 畜産試験場長 ア 初動防疫資材の準備、初動防疫要員出動準備 イ 管理家畜の臨床症状確認</p> <p>(4) 浅間家畜育成牧場長 ア 管理家畜の臨床症状確認 イ 職員の業務予定確認</p>
3 口蹄疫対策緊急会議の開催	<p>(1) 農水省担当課が、当該家畜の写真及び疫学情報から本病を否定できないと判定し、病性鑑定材料が送付された場合及びその他必要な場合に、本病の発生に備えた防疫措置に向けて正しい情報を共有し、かつ防疫方針を確認・協議するため口蹄疫対策緊急会議を開催する。</p> <p>(2) 会議の参集者は、県防疫会議委員、該当市町村担当課長、J Aグループ群馬対策本部役員及び県域畜産団体（別掲）の代表者とし、次の事項について報告、確認・協議する。 ア 異常家畜報告農場の概要 イ 防疫計画 初動防疫（殺処分・埋却・消毒）方針 移動制限区域、搬出制限区域の設定</p>

	<p>消毒ポイントの設置  防疫要員配置計画及び動員計画  ウ 今後の公表計画  (3) 会議は、非公開とする。  (4) 会議終了後、当該市町村とは、公表内容について協議する。</p>
4 疫学情報の収集、整理・分析	<p>畜産課は、現地家保からの本病の防疫措置に必要な疫学情報を整理・分析し、必要に応じて家保に対応を指示する。  なお、情報は防疫措置を目的として収集されたことから、原則として県防疫関係者（県防疫会議構成所属）限りとする。  (1) 当該農場（過去21日間）の情報  ア 家畜の移動状況  イ 農場訪問者（獣医師、人工授精師、飼料、集乳、出荷、宅配等）  ウ 家畜出荷施設  (2) 関連農場の情報  ア 所有者、管理者が同一である農場  イ 生産資材（飼料、動物薬等）の配送ルートが同一である農場  ウ 家畜・生産物の出荷輸送ルートが同一である農場</p>
5 病性決定に備えた業務	<p>農政課と畜産課は、連携して次の業務を行う。  (1) 県実施本部会議開催準備  (2) 県実施本部の防疫業務概要書に定める各班各係の業務  特に確認すべき事項  ア 防疫従事者の動員準備  イ 輸送手段の確定・手配準備  ウ 防疫資材の確定・発注準備  エ 群馬県建設業協会への協力依頼  オ 群馬県ペストコントロール協会への協力依頼</p>

## 2 病性決定時の措置

農水省担当課から、当該家畜は本病の患畜又は疑似患畜と診断することが適当と判断した旨の連絡が畜産課にあった場合は、直ちに以下の対応を行う。

県実施本部（県庁）の対応	
項目	措置事項
1 報告・指示・協議	<p>(1) 畜産課長は、農政部長、総務部危機管理監へ検査結果を報告し、対応を協議する。</p> <p>(2) 現地家保長へ検査結果を通知する。</p> <p>(3) 他の各家保長へ検査結果を通知し、下記事項を指示する。</p> <p>ア 管内の異常家畜調査</p> <p>イ 市町村、関係団体、農家に対して、県内発生の周知と下記事項指導</p> <p>飼養衛生管理基準の遵守強化（消毒強化、入場制限等）</p> <p>飼養家畜の観察強化</p> <p>異常家畜発見時の迅速な通報</p> <p>ウ 発生地域防疫措置への動員</p> <p>(4) 移動規制措置が影響すると想定される隣接県へ連絡する。</p> <p>(5) J A グループ群馬対策本部、県域畜産関係団体、県防疫会議構成所属へ検査結果を通知する。</p> <p>(6) 農水省担当課と下記内容について協議する。</p> <p>ア 発生告示</p> <p>イ 移動規制の区域、移動規制の対象</p> <p>ウ 公表</p>
2 県実施本部の設置及び本部会議の開催	<p>(1) 設置要領に基づき、知事を本部長とする「県実施本部」を設置する。</p> <p>(2) 県実施本部会議を開催し、次の事項について報告・協議する。</p> <p>ア 発生農場概要</p> <p>イ 防疫計画</p> <p>初動防疫（殺処分・埋却・消毒）方針</p> <p>移動制限区域、搬出制限区域の設定</p> <p>消毒ポイントの設置</p> <p>防疫措置に必要な人員の動員及び配置計画</p> <p>ウ 公表計画</p> <p>(3) 会議は、原則冒頭のみ公開とする。</p>
3 公示、通報及び報告	<p>(1) 法第13条第4項の規定に基づき本病の発生を公示する。</p> <p>(2) 当該家畜の所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長並びに関係県知事に通報し、かつ農林水産大臣に報告する。</p>
4 本病に係る命令（告示）	<p>本病発生に伴い以下の命令を告示する。</p> <p>(1) 家畜等の移動等の禁止</p> <p>法第32条第1項及び県規則第4条の規定による移動制限区域等の設定を行う。なお、範囲の設定については、原則として旧市町村（平</p>

成14年当時の70市町村)単位とする。

ア 移動制限区域

範囲は、原則として、発生地を中心に半径10km以内の区域とする。  
期間は、原則として、最終発生例の防疫措置終了後21日間とする。  
制限内容は、生きた偶蹄類の家畜やその死体等の移動の禁止、並びにと畜場及び家畜市場の閉鎖など国防疫指針に定める事項とする。

イ 搬出制限区域

範囲は、原則として、移動制限区域に外接する発生地を中心とした半径20km以内の区域とする。

期間は、原則として、初発後21日間とする。

制限内容は、生きた偶蹄類の家畜の搬出制限区域以外への移動禁止、と畜用以外の家畜を入場させる家畜市場の開催中止など国防疫指針に定める事項とする。

(2) 家畜集合施設の開催等の制限

法第33条及び県規則第5条の規定に基づき、本病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜市場、畜産共進会等偶蹄類家畜を集合させる催物の開催及びと畜場、化製場等の事業を停止し、又は制限する。

(3) 放牧の制限

法第34条及び県規則第8条に基づき、本病のまん延を防止するため必要があるときは、放牧を停止し、又は制限する。

(4) 消毒の実施

法第9条の規定に基づき、全県下の偶蹄類の家畜の飼養場所を対象に、当該施設に出入する人及び車両並びに畜舎及び敷地辺縁部について、塩素系消毒薬又は消石灰等による消毒を実施する。

5 公表

(1) 県実施本部会議後、県内での口蹄疫疑似患畜の確認について、記者会見を行う。

(2) 発表は、国、県、該当市町村の対策本部がそれぞれ行う。

(3) 発表と同時に、現地対策本部、JAグループ群馬対策本部、当該市町村対策本部、全市町村、県域畜産関係団体、県防疫会議構成所属及び陸上自衛隊第12旅団司令部に情報提供する。

(4) 県実施本部に広報担当者を置き、報道機関等への対応及び公表については、県実施本部が一括して行い、現地対策本部では行わない。

(5) 新たな発生、家畜等の移動規制等の事実関係については、必要に応じ、その都度報道機関に資料を配布する。

(6) 報道機関に対して、下記事項を要請する。

ア 農家のプライバシーの保護及び地域における風評被害の防止について配慮すること。

イ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むこと。

<p>6 発生地市町村への要請</p>	<p>発生地市町村へ次の要請を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町村対策本部の設置</li> <li>(2) 現地防疫活動の従事者確保</li> <li>(3) 埋却地の選定</li> <li>(4) 周辺住民への説明（発生農場・埋却地周辺）</li> <li>(5) 発生地周辺の市町村道通行規制</li> <li>(6) 消毒ポイント運営への協力（水、電気の確保）</li> <li>(7) 市町村民、関係事業者への情報提供</li> <li>(8) 住民相談窓口の設置</li> </ol>
<p>7 JAグループ群馬対策本部への要請</p>	<p>JAグループ群馬対策本部に対して、次の協力要請を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家畜、畜産物、飼料、資材の移動状況の把握及び情報提供</li> <li>(2) 現地防疫措置（殺処分、埋却、消毒等）への従事者派遣</li> <li>(3) 自主消毒ポイントの設置・運営</li> <li>(4) 消毒ポイントにおける車両消毒への協力</li> <li>(5) 農場入退場時の人、車両、機材等の消毒の徹底</li> <li>(6) 組合員、関係事業者への情報提供</li> <li>(7) 営農相談窓口の設置</li> </ol>
<p>8 県域関係団体への要請</p>	<p>県域畜産関係団体（別掲）に対して、次の協力要請を行う。関係団体は、下記事項を自ら実施するとともに、傘下の会員に対して実施を要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各団体業務における情報収集と提供</li> <li>(2) 防疫活動への協力</li> <li>(3) 農場入退場時の人、車両、機材等の消毒の徹底</li> <li>(4) 消毒ポイントにおける車両消毒への協力</li> <li>(5) 会員、関係事業者への情報提供</li> <li>(6) 相談窓口の設置</li> </ol>
<p>9 防疫従事者の確保・派遣</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家畜防疫員 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県実施本部は、全ての家畜防疫員の行動、所在を把握する。</li> <li>イ 県実施本部は、現地対策本部の派遣要請に応え家畜防疫員を派遣するとともに、従事業務内容も把握する。</li> </ul> </li> <li>(2) 一般動員 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 現地における防疫措置に必要な従事者は、現地対策本部の派遣要請に応え、県実施本部が確保・派遣する。</li> <li>イ 発生地以外の現地対策本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>管内に移動制限区域、搬出制限区域が設定される場合、消毒ポイントの運営にかかる人員を確保する。</li> <li>県実施本部の要請に基づき現地防疫人員を派遣する。</li> </ul> </li> <li>ウ 1回の動員期間は3日間程度とする。</li> <li>エ 動員者の選定、業務配置に当たっては、年齢、性別、体調、職歴に留意する。</li> <li>オ 防疫従事者は、原則として、作業後7日間は発生農場以外の偶蹄</li> </ul> </li> </ol>

	<p>類の動物に接触しないこととし、やむを得ず接触する場合には、事前に家畜防疫員の指導を受ける。</p> <p>(3) 保健師 防疫従事者の検診をおこなう保健師は、県実施本部と市町村対策本部（保健所を設置している市町村）が連携して確保する。</p>
10 防疫従事者の配置と健康管理	<p>(1) 配置 ア 発生地域での防疫活動（発生農場及び制限区域内の防疫措置、消毒ポイント運営）にかかる従事者の配置は、県実施本部の現地派遣者（畜産課次長、現地支援班長）が、各対策本部と連携して行う。 イ 上記（発生農場制限区域内の防疫措置、消毒ポイント運営）以外にかかる業務（住民説明、苦情相談、その他）の配置は、現地対策本部が行う。</p> <p>(2) 健康管理 現地事務所（防疫従事者集合場所）において、防疫従事者の健康診断を行う。</p>
11 消毒ポイントの設置・運営	<p>(1) 設置 ア 本病の発生確認直後から、畜産関係車両、防疫作業車両を消毒できるよう設置する。 イ 現地対策本部が選定した消毒ポイント（緊急消毒ポイントを含む）を確認後、業者派遣、機材・消毒薬を配送し、立ち上げる。 ウ 発生農場周辺に緊急消毒ポイントを、当該農場の初動防疫措置完了（埋却完了）まで設置する。 エ J Aグループ群馬対策本部に自主消毒ポイント設置の要請を行う。 オ 設置場所は、県ホームページ掲載、県域関係業者・団体・全市町村への通知、報道提供等により周知に努める。</p> <p>(2) 運営 運営規程は、別に定める。</p>
12 防疫従事者の派遣要請	<p>(1) 家畜防疫員（官）の派遣要請 通常の防疫措置にもかかわらずまん延の拡大が見込まれる場合、また、その後の発生状況等に応じて、本県の家畜防疫員では対応が困難と判断される場合には、県実施本部は、農水省担当課に対して、不足人員数、派遣要請期間及び予定活動内容を連絡し、国、他都道府県の家畜防疫員（官）及び関係機関の人員の派遣要請を行う。</p> <p>(2) 自衛隊への派遣要請 想定を超える大規模な発生があり、県、市町村、関係団体等による対応では十分な防疫措置が講じられず、まん延の拡大による当該地域の社会的・経済的混乱が見込まれる場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条（災害派遣）に基づき、知事は自衛隊への派遣要請を行う。</p>

現地対策本部（県民局）の対応	
項目	措置事項
1 報告・指示	<p>畜産課から、当該家畜が疑似患畜と決定された旨の連絡があった場合、家保長は直ちに下記事項を行う。</p> <p>(1) 農業事務所長へ検査結果及び情報の取扱いについて報告</p> <p>(2) 当該市町村に検査結果及び情報の取扱いについて通知</p> <p>(3) 当該農場の家畜防疫員に下記事項を通知及び指示</p> <p>ア 当該家畜の検査結果の通知</p> <p>イ 畜主への説明を指示</p> <p>ウ と殺指示書の交付</p> <p>エ 防疫措置（評価、殺処分）の開始を指示</p> <p>(4) 管内市町村、農協、関係団体等へ検査結果及び情報の取扱いについて通知</p>
2 現地対策本部の設置	<p>各県民局に県民局長を本部長とする現地対策本部を直ちに設置する。</p> <p>なお、現地対策本部の構成及び事務分掌はあらかじめ定め、業務分担、業務内容及び指揮命令系統を明らかにしておく。</p>
3 現地対策本部会議の開催	<p>県実施本部会議開催後、現地対策本部会議を開催し、次の事項について報告・協議する。</p> <p>(1) 発生農場概要</p> <p>(2) 防疫計画</p> <p>ア 初動防疫（殺処分・埋却・消毒）方針</p> <p>イ 移動制限区域、搬出制限区域の設定</p> <p>ウ 消毒ポイントの設置</p> <p>エ 防疫措置に必要な人員の動員及び配置計画</p> <p>(3) 管内市町村、関係団体の協力体制</p>
4 通行の規制又は遮断	<p>発生地については、法第15条の規定に基づき通行の制限又は遮断を行う。</p> <p>(1) 範囲</p> <p>発生地及びその周辺に限定する。</p> <p>(2) 規制の期間</p> <p>72時間以内（応急的な防疫措置、すなわち、予備的消毒、家畜の殺処分、その他ウイルスの拡散防止のための当面の措置が完了するまでの期間とする。）に限定する。</p> <p>(3) 規制の内容</p> <p>人及び物品を含めたすべてのものの移動、搬出及び搬入を制限する。通勤・通学、医療、生活必需品確保、郵便等のための人の通行については、適当な消毒等（靴底消毒、畜産関係者の着衣の消毒、通行路の制限等）の措置を行った上で認める場合を除き、不要不急の通行は禁止する。</p> <p>(4) 手続、標示等</p>

	<p>通行の制限又は遮断の手續、標示等については、施行令第3条の規定に基づき行うこととし、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明することにより、関係市町村の協力を得るとともに、管轄の警察署長に対し周辺の混乱防止について協力を要請する。</p>
5 緊急消毒ポイントの運営	<p>防疫措置開始から完了（埋却完了）まで、運営する。          なお、運営規程は別に定める。</p>
6 消毒ポイントの設置支援・運営	<p>(1) 設置支援          ア 消毒ポイント設置にかかる道路関係申請及び当該警察署への協力依頼を行う。          イ 消毒ポイントの立ち上げに協力し、その後の運営を行う。</p> <p>(2) 運営          運営規程は、別に定める。</p> <p>(3) 広報          管内の畜産農家、市町村、農協、関係業者、畜産団体等へ設置場所の周知を行う。</p>
7 現場事務所の設置・運営	<p>現地対策本部は、市町村対策本部と連携して、防疫従事者の集合場所、防疫資材の保管場所として、現場事務所を設置し、専任の職員（責任者を含む）を配置して運営する。</p> <p>(1) 集合場所          ア 防疫従事者は、原則として現場事務所に集合し、受付、問診、防護服等の配布、作業内容の説明を受ける。          イ 集合場所からのウイルス拡散の危険性もあることから、シャワーの設置、防疫従事者の動線を考慮した配置をする。</p> <p>(2) 防疫資材保管場所          ア 防疫措置に使用する資材（防疫服、長靴、マスク等）を保管、管理する。          イ 殺処分に用いる薬剤、注射針、注射筒等は別管理とする。</p>
8 農場併設テントの設置・運営	<p>発生農場の隣接地に、防疫従事者の着替え場所、防疫資材置き場として、農場併設テントを設置し、専任の職員を配置して運営する。</p>
9 畜産農家等への情報提供	<p>管内の畜産農家・市町村・関係団体等へ、事前に定めた方法により疑似患畜確認、防疫措置（畜舎消毒、入場制限、観察強化等）の徹底等を周知、指導する。</p>
10 発生地域住民への情報提供等	<p>市町村と協力して、事前に定めた様式に基づき発生地の住民に正確な情報を提供する。          また、埋却地周辺の住民に対しては、事前に定めた要領に基づき説明会を設けて防疫措置に対する理解と協力を求める。</p>